

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

路線名	東大門安行西立野線
供用開始の区間	川口市戸塚六丁目二番六地先から 同市長蔵一丁目一番七地先まで
供用開始の期日	平成三十年六月二十九日
備考	平成三十年六月二十九日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第三号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長九六・四四メートル